

令和 7 年 2 月 5 日
都市整備政策部住宅課

世田谷区営住宅の明渡し及び使用料等の支払に係る訴えの提起

1 主旨

本件は、区営住宅使用料の滞納に関し、区からの再三の連絡に応答せず、使用者の自発的な支払いの意思が見られないため、住宅の明渡し及び滞納使用料等の支払いを求めて訴訟を提起する。

2 これまでの経緯

昭和 58 年 2 月	使用者が本件住宅へ入居。
令和 2 年 3 月	滞納が始まったため、使用者と連絡を取り分納による支払いが可能であることを確認。
8 月	使用料の支払い及び滞納分の分割納付を進めるため、文書、電話による督促を行ったが、滞納が繰り返された。
令和 3 年 3 月	分納計画の見直しを行うが、その後も滞納が繰り返された。
令和 4 年 12 月	分納計画に基づく合意書を送付するが返送も無く、督促を継続するが滞納が繰り返された。
令和 5 年 11 月	催告を行うも連絡がなく滞納が続いていたため、令和 6 年 1 月末で住宅の使用許可を取り消す旨通知。
令和 6 年 8 月	弁護士に対応を委任。
9 月～	委任弁護士より、住宅の明渡し及び滞納使用料の支払いについて通知するが、使用者からの連絡はない。

3 訴訟の内容

原告 世田谷区

被告 元使用者

訴えの要旨

- (1) 被告は、原告に対し、本件建物を明渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、滞納金 850,900 円及び令和 6 年 2 月 1 日から本件建物の明渡し済まで 1 箇月 93,000 円の割合による金員から 60,600 円を控除した金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

訴訟の目的の価額 3,217,008 円

(1) の訴えに係る建物の価額 1,310,708 円

(2) の訴えに係る金員の価額 1,906,300 円

4 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 2 月 令和 7 年第 1 回区議会定例会にて報告

3 月 東京地方裁判所へ訴訟を提起